

2026 年度

富士建設(株) × (株)中国銀行

ねっこ応援プロジェクト

募集要項

申請受付期間	要項公開～ 2026 年 11 月 16 日 15 時まで
選考	2026 年 12 月中旬
選考結果通知	2026 年 12 月下旬
実施期間	通知日 ～ 2027 年 6 月 30 日

<お問合せ・申請先>

公益財団法人 たかまつ讃岐てらす財団
〒760-0017 香川県高松市番町 1 丁目 5-1 四番丁スクエア内
電話 080-8191-7517 メール info@sanuki-tellus.jp
URL <https://sanuki-tellus.jp/>



1. はじめに

たかまつ讃岐てらす財団（通称「てらす財団」）は、どこかの「誰か」ではなく、市民が「みんな」でお金を出し合ってつくったコミュニティ財団です。

本助成は冠基金の仕組みを活用しています。冠基金とは、個人または法人・団体等が寄付を行い、寄付者の名を冠した基金を作って地域を応援できる仕組みです。

助成を希望の方は、本募集要項をよく読んで、申請をお願いします。

助 成 分 野	子ども（不登校の子どもを抱える家庭支援）
助 成 総 額	400,000 円
助 成 上 限 額	1 プロジェクトあたり 200,000 円
助成の原資	富士建設株式会社・株式会社中国銀行からの寄付
寄付者の想い	富士建設株式会社は地域に根を張る企業として子どもと家族の「ねっこ」を支えること、株式会社中国銀行は地域金融機関として人と人、人と支援をつなぐ架け橋となることをめざしています。 子どもだけでなく、その子を支える家族にも頼れる先が地域にあることを願って「ねっこ応援プロジェクト」を設置します。

2. スケジュール

申請から報告会までのスケジュールは下記の通りです。

申請受付期間	要項公開～2026 年 11 月 16 日 15 時締切	
事前説明	2026 年 9 月 29 日公開	動画視聴必須
選考	2026 年 12 月中旬	
選考結果通知	2026 年 12 月下旬（年内）	
プロジェクト実施期間	選考結果通知日 ～ 2027 年 6 月 30 日	
報告書提出	2027 年 7 月 12 日 17 時締切	必須
報告会	2027 年 10 月（予定）	必須

3. 対象となる申請者

下記①②③④全てに該当する団体等が対象となります。

- ① 香川県内に事務所を置き、香川県内で活動する団体、組織であること。（法人格の有無や種類は不問とする。ただし対象となるプロジェクトは非営利目的であること。）
- ② 団体・事業の目的、概要、及び、財務状況が確認できる団体であること。
※定款または会則、直近の事業年度の収支がわかるものを提出ください。
- ③ 当財団からの連絡に、概ね 3 日以内に応答できること。
- ④ 以下のいずれにも該当しないこと。
* 個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体

- * 特定の政党や宗教の支持拡大を目的とするような団体
- * 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体(以下「暴力団等」という。)、その他法令、公序良俗等に違反する団体

4. 対象となるプロジェクト

本助成は、不登校の子ども本人と家族を地域で支えることをめざします。子ども本人またその家族が抱える課題に加え、地域の支援の状況を取りまとめて、広く公開するプロジェクトを提案してください。

下記①②③④⑤⑥⑦全てに該当するプロジェクトが対象となります。

- ① 不登校の子どもとその家族のニーズを把握すること(手法はご提案ください)
- ② ①で把握した当事者のニーズに対応する地域の支援の状況を取りまとめて、広く公開すること。
(手法はご提案ください)
- ③ 子どもは、中高生までの年齢を対象とすること。(年齢を明確に限定するプロジェクトでも可能。)
- ④ 実施地域が以下の地域であること。
丸亀市、多度津町、善通寺市、琴平町、まんのう町、三豊市、観音寺市
- ⑤ 寄付者の想いに沿っていること。
- ⑥ 原則として、2027年6月30日までに完了すること。
- ⑦ 営利を主たる目的とする活動でないこと。

なお、1団体あたりの申請数は1つまでとします。

5. 助成金の使途

採択されたプロジェクトの執行に関わるものであれば、助成金の使途に制限はありません。申請時と変更がある場合は、必ず事前に事務局へご相談ください。事前相談のない変更は、認められない場合があります。

6. 申請方法

以下の申請書類を下記アドレスまでメールでお送り下さい。(件名は『申請ねっこ応援プロジェクト』としてください)

締切日 2026年11月16日(月)15時

メールアドレス info@sanuki-tellus.jp

	申請書類	提出ファイル形式	
	申請書(当財団ホームページよりダウンロード)	PDF ファイル	必須

	定款 ※任意団体の場合は会則	PDF または画像ファイル	必須
	直近の事業年度の収支がわかるもの	PDF または画像ファイル	必須
	活動内容がわかる資料(パンフレットや報告書等)	PDF または画像ファイル	任意

メールでの申請が困難な方は、当財団事務所まで郵送いただくか、直接事務所へご持参いただくことも可能です。メールまたは電話にて事前にご連絡ください。

事前相談も受け付けております。お気軽にご連絡ください。

7. 選考について

- (1) 選考対象となる団体及びプロジェクトに該当していることを事務局で確認した後に、当財団が設置する「選考会」で選考を行い、結果を通知します。
- (2) 選考では「申請書類」、「インターネットなどで公開されている情報」などを確認したうえで、選考基準をもとに、採択の可否を決定します。
- (3) 採択は同一の実施地域から1件とし、募集総額を超えない範囲で、選考基準をもとに選考します。
- (4) 助成金は、採択の通知後、振込先確認等の手続きを経て、支給する予定です。ただし、プロジェクト実施後に実際に使った金額が支給額を下回った場合、残金を返還してください。

【選考基準】

申請条件の基準	
香川県内に事務所を置き、香川県内で活動する NPO 法人・社団法人・財団法人・社会福祉法人・任意団体・市民活動団体・地縁団体などであること(法人格の有無や種類は不問)	
団体の所在地および連絡先が明確であること	
申請に必要な書類を漏れなく提出できていること	
申請内容に虚偽がないこと	

実施するプロジェクト内容の基準	
公益性	・公益に関する種類のプロジェクトであるか ・不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するか
必要性	・地域社会の課題やニーズを捉えたプロジェクト内容であるか ・受益者の課題やニーズを捉えたプロジェクト内容であるか
地域性	・プロジェクトの実施地域が明確であるか ・実施場所が以下の地域であるか 丸亀市、多度津町、善通寺市、琴平町、まんのう町、三豊市、観音寺市
効果・影響	・プロジェクトによるめざす効果が具体的にイメージできているか ・助成終了後も、プロジェクトの継続や発展が期待できるか
計画の適切性	・実施スケジュールが明確であるか ・内容や実現方法が妥当であるか
計画の実現性	・プロジェクトに必要な人員、機材、能力等が整っているか ・広く情報発信を実施できる体制と、その姿勢があるか

8. 採択された者が実施すること(必須)

- (1) 報告書の提出 ※ホームページよりダウンロード
- (2) 当財団主催のイベント等への参加もしくは情報提供
- (3) アンケート回答

9. よくあるご質問

Q.申請書の支出金額について、申請時に具体的な根拠をもって算出することができませんが申請可能ですか？

A.可能です。申請書には、予想される費目と金額をご記入ください。イベント参加者の人数や謝金をお支払いする講師の方が確定していないなど、理由をご説明いただければ問題ありません。申請時の収支計画と大幅に変更することはできませんが、変更は可能です。

Q.謝金について、支払い金額(上限および下限)は決まっていますか？

A.当財団では定めていません。各団体の規程やルールに基づいて算出してください。申請時には概算で構いません。申請内容によっては、各団体の規定やルールを事前に確認させてもらうこともあります。
(例:講師謝金 1万円×2人=2万円)相手からの見積書等がある場合は添付してください。

Q.助成金を受け取れるのはいつですか？使いきれなかった場合はどうしたらいいですか？

A.採択通知後に助成金振込依頼書を提出いただき、1週間以内に助成金をお支払いします。プロジェクト終了時点で余った助成金をご返還ください。

その他、ご質問やご不明点はメールにてお問合せください。